三重県防犯優良戸建住宅認基準チェック表

	項目	内容	区分
外構	塀、柵、垣など (設置する場合)	 ・敷地を明確にするための段差、塀、柵等による共有地との区別 ・塀、柵、植栽などによる道路からの死角がなく、敷地内への見通しが確保されていること ・塀、柵などが窓への侵入の足場とならないこと(※1)侵入可能な場合、窓等は防犯建物部品等の設置等の侵入防止対策を講じること 	□推奨 □推奨 □必須
	門柱、門扉など	・門柱などに録画機能付きテレビドアホンの設置(玄関に設置の場合は除く)・門扉を設置する場合は施錠設備を設置し、内側の施錠が外部から開錠されない構造とすること・門灯、庭灯等玄関までのアプローチ部を照らす照明設備の設置(玄関灯でカバーできる場合を除く)	□必須 □必須 □必須
敷地内	庭及び敷地内の 空き地	・玉砂利又はセンサーライト等の防犯設備設置 ・窓への侵入の足場とならない箇所へのエアコン室外機や物置等 の設置(窓等の下端部から左右1メートル以上の位置に設置)	□推奨 □必須
	駐車、駐輪場所	・車庫、自転車、オートバイ置場は、道路、居室の窓等から見通しが確保された位置に配置することが望ましい。・屋根を設ける場合は、住居の窓への侵入の足場とならない箇所への配置配置ができない場合には、当該窓には防犯建物部品等の設置・センサーライト等照明設備の設置	□推奨 □必須 □推奨
	建物外周部	・施錠可能なシャッター、門扉などの設置・配管、縦どいなど上階の窓への侵入の足掛とならない箇所への配置	□推奨□必須
出入口	玄関	・道路又は周囲からの見通しの確保 見通しが確保できない場合、玄関付近にセンサーライトや防犯 カメラの設置による補完処置 ・扉は破壊が困難な材質や構造であること ・主錠、補助錠の2ロックとすること	□必須 □必須 □必須 □必須
	及び勝手口	両方とも防犯建物部品(CP部品)あるいは、どちらかに防犯建物部品等の錠前が設置されていること。ただし、下記の条件を全て満たせば上記の補完措置とみなす(1)ドアとドア枠の隙間からカンヌキが見えないこと(2)主錠または補助錠のどちらかにピッキング、サムターン回し対策が施されていること・録画機能付きテレビドアホンの設置(門扉に設置の場合は除く)・玄関は玄関灯の設置・勝手口はセンサーライト等外灯の設置	□必須 □必須 □必須
開口部	腰高窓、小窓など	接地階に存する住戸の窓(侵入されるおそれのない小窓(※2)を除く)は ・面格子の設置、面格子の設置されない窓は防犯建物部品の窓ガラス または、ガラス破壊センサーを設置 ・サブロック付クレセント及び補助錠の設置	□必須 □必須 □必須
	バルコニー及び 掃出し窓	接地階に存するバルコニーや掃出し窓は ・防犯建物部品の窓ガラス、または、ガラス破壊センサーを設置 ・サブロック付クレセント及び補助錠の設置	□必須
	バルコニー	・バルコニーの手摺などは道路、窓などからの見通しが確保された 構造であること	□推奨

- ※1塀、柵等と窓、出入口等開口部までの距離は、侵入のための破壊工作を困難とする0.9メートル以上とする。
- ※2「侵入される恐れのない小窓」とは、長辺400mm、短辺250mm以下の窓をいう